

出雲市 芸術文化振興指針 (第2次)

観て触れて 感じる楽しさ ～未来へ繋ごう! 今輝いて～



大好き★出雲!
IZUMO

平成27年8月 (～平成33年度)

 出雲市
IZUMO

も く じ

出雲市芸術文化振興指針（第2次）策定にあたって	1
Ⅰ 指針の基本的な考え方	
1. 趣旨	2
2. 指針の位置づけと期間	2
Ⅱ 芸術文化振興の基本的方向	
1. 基本目標	3
2. 芸術文化振興の視点	
(1) 豊かな芸術文化資産の活用・継承・発展	3
(2) 芸術文化活動の担い手の育成	3
(3) 芸術文化による観光・産業振興	3
(4) 市民・文化団体、民間団体、行政等による協働の拡充・推進	3
Ⅲ 芸術文化振興の方策	
1. 出雲市ならではの芸術文化活動の促進	
(1) 市民の鑑賞機会と発表機会の充実～出雲総合芸術文化祭の推進～	4
(2) 音楽活動の推進～「音楽のまち出雲」の推進～	5
(3) 地域伝統芸能活動の推進～保存・継承・活用～	6
(4) 文化資源を活かした情報発信の取組	6
2. 文化を育む環境づくり	
(1) 芸術文化を担う人材の育成	7
(2) 市民主体の芸術文化活動の促進と支援	7
(3) 芸術文化意識の啓発と醸成	8
(4) 文化交流の促進	8
(5) 文化施設のあり方	8
Ⅳ 推進体制	
1. 芸術文化振興推進体制	9
2. 芸術文化振興に必要な機能強化	9
[資料編]	
1. 出雲芸術文化振興会議委員名簿	11
2. 出雲市芸術文化振興指針（第2次）策定経過	12
3. 21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例	13

出雲市芸術文化振興指針(第2次) 策定にあたって



平成27年8月27日

出雲市長

長岡 秀人

本市は、心の豊かさが真に実感できる「芸術文化の都出雲」の創造を目指し、平成17年6月に、芸術文化の振興の基本理念と、芸術文化のまちづくりに関する基本的な事項を定める「21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例」を制定しました。

さらに、本条例を具体化し、本市の芸術文化の振興に関する基本的考え方を示すため、平成23年3月に、「出雲市芸術文化振興指針」を策定しました。

この間、策定した指針に基づき、市民主体による芸術文化の振興を目標に施策を進めてまいりました。

一方、この指針はその計画期間が平成26年度までであることから、今般、平成24年に策定した新しい出雲の國づくり計画「出雲未来図」を踏まえて、これまでの指針の検証と見直すべき事項について、出雲芸術文化振興会議においてご審議いただき、「出雲市芸術文化振興指針(第2次)」を策定したところであります。

これからの芸術文化振興は、その芸術文化の保存・継承・発展を図ることに止まらず、その振興をとおして、まちの魅力・活力の創出や観光・産業振興との連携、更にはあらゆる世代の社会参加を促進する等、その果すべき役割が高まっています。

市としては、そうした視点に立ち、この指針(第2次)に基づいて芸術文化の振興を推進していきたいと考えており、市民のみなさまのご理解とご協力を、心からお願い申し上げます。

終わりに、この指針(第2次)の策定にあたり、専門的視点を踏まえ幅広い観点からご審議いただいた出雲芸術文化振興会議の委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見を賜りました市民のみなさまに対しまして、心から敬意を表し、ここに深く感謝申し上げます。

I 指針の基本的な考え方

1. 趣旨

芸術文化は、私たちに喜びや感動、心のやすらぎをもたらし、人生に潤いを与えてくれるものであると同時に、豊かな感性や創造性を育み、何物にも代えがたい心のよりどころであり、社会的財産です。特に、これからの社会を担っていく子どもたちにとって、その人間形成に大きな影響を及ぼすものです。

また、芸術文化の振興は、人と人を結びつけ、相互理解を促し、多様な価値観を認め合える心豊かな社会の形成や、まちの魅力と活力の創出に大きく寄与するものであります。さらには、地域経済活性化にもつながるものであります。

しかしながら、少子高齢化・国際化・情報化・価値観の多様化が進み、特に、近年の経済成長の鈍化など社会情勢が大きく変化する中で、あらゆる世代の社会参加を促し、社会的必要性に基づく新たな芸術文化の振興策が求められてきています。

そうした中、これまでの出雲市芸術文化振興指針を基本としたうえで、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」も踏まえて現状を再分析し、新たな方向性を示すものです。

2. 指針の位置づけと期間

- (1) この指針は、出雲市の総合計画である「新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」や、「21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例」をより具体化し、市民と行政の協働による出雲市の芸術文化の振興に関する基本的な考え方を示すものです。
- (2) 文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)第4条に定める「地方公共団体が自主的かつ主体的に策定する施策」の基本となるものです。
- (3) 「新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」の計画期間である平成33年度(2021)までを期間とします。



出雲芸術アカデミー
親子リトミックコース

Ⅱ 芸術文化振興の基本的方向

1. 基本目標

出雲市は、古くから神話の舞台として、長い歴史と伝統、有形無形の文化遺産を有し、そしてそれらは今に息づいています。この特色ある歴史や取組を活かした芸術文化活動を検証し、さらに活発化することにより、市民一人一人が出雲市の魅力を再認識するとともに、郷土に自信と誇りを持つことのできる「げんき、やさしさ、しあわせあふれる縁結びのまち出雲」の実現を目指します。

また、そうした取組により、出雲ブランドにおける芸術文化の役割を担うとともに、観光・産業振興への活用にもつなげていきます。

2. 芸術文化振興の視点

芸術文化の振興に当たっては、次の4つの視点を持って取り組みます。

(1) 豊かな芸術文化資産の活用・継承・発展

芸術文化資産の活用・継承・発展を図るとともに、芸術文化への支援を行うことにより、「地域特性が光るまちづくり」を目指します。そして、これらの芸術文化資産の質を高めていくことで、出雲ブランドとしての位置づけを推進します。

(2) 芸術文化活動の担い手の育成

少子高齢化が進む中、芸術文化の担い手の育成は大きな課題であり、芸術文化を継承・発展させ、新たな文化を創造していくため、その担い手の育成と継承に努めていきます。

また、芸術文化活動をととした高齢者の社会参加も促進し、市民各層が芸術文化活動を担う社会を目指します。

(3) 芸術文化による観光・産業振興

芸術文化の振興は、地域の人々に対して、自らが住む地域への誇りや愛着の再認識を促し、地域の魅力を高めることにつながります。それにより、定住者や観光交流人口の増加が期待され、新たな産業振興へとつながっていくものと考えます。

また、有形・無形の文化財や映画を活用した地域振興・観光振興策との連携を目指します。

(4) 市民・文化団体、民間団体、行政等による協働の拡充・推進

「市民が主役のまちづくり」を目指している中で、市民主体の活動やそれを支える人材の育成に努めるとともに、出雲市や文化施設の指定管理者等が支援を行うなど、連携・協働を推進していきます。

Ⅲ 芸術文化振興の方策

1. 出雲市ならではの芸術文化活動の促進

(1) 市民の鑑賞機会と発表機会の充実～出雲総合芸術文化祭の推進～

優れた芸術文化を体験することは、芸術文化活動を始めたり、より質の高い活動に取り組んだりする契機となります。また、芸術文化を通じて社会に参加し、いきいきと暮らすためには、活動の発表機会の充実が必要です。

出雲市では、年間をとおして「本物志向と住民参加」をテーマに、国内外一流の芸術作品の公演や展示事業、アーティストの招聘事業、落語などの芸能事業、さらには市民が主体となって実施する各地域の文化祭をはじめ、音楽・美術・写真・舞踊・演劇・文学・映画・漫画や伝統芸能、また、茶道・華道・書道等の生活文化や囲碁・将棋等の国民的娯楽、障がい者の文化活動や作品の展示など、芸術文化の様々な分野の催しを、「出雲総合芸術文化祭」として開催しています。

事業を進めていくうえでは、開催目的を明確にさせながら、事業選択や活動を次につなげていくための工夫が必要です。

また、子どもたちが十分に芸術文化の鑑賞・体験ができる環境を整えていく必要があります。

さらには、地域特性を活かした自主制作事業の展開により、出雲市を全国へ発信していく取組が求められます。

平成17年度創設の出雲芸術アカデミーは、全国でも数少ない事業展開を図ってきています。そうした取組を活用した自主制作型の事業や、出雲市出身の映画監督を招いての映画祭、さらには地域で育まれた出雲神楽などの地域伝統芸能の祭典等、出雲市を全面に押し出した事業展開が考えられます。

芸術文化は、年々積み重ね育っていくものです。事業評価等を受けながら、さらに充実した内容になるよう努めます。



第7回(平成26年度)
出雲神在月市民芸術文化の祭典

第21回(平成27年度)出雲総合芸術文化祭
新国立劇場バレエ団
こどものためのバレエ劇場「シンデレラ」



撮影：鹿摩 隆司

(2) 音楽活動の推進～「音楽のまち出雲」の推進～

出雲市は、従来から合唱や吹奏楽などの音楽活動が盛んであり、愛好者はもとより、指導者をはじめとする音楽関係者を多く輩出してきた「音楽のまち」です。この地域特性を活かし、現在でも各種音楽活動が活発に行われています。

出雲芸術アカデミーでは、音楽芸術を通じて子どもたちの創造性と感性を高め、豊かな心を育むとともに、広く市民の音楽活動への参加を促進する活動を行っており、多くの受講生が参加しています。また、演奏活動の機関として、出雲フィルハーモニー交響楽団を擁しています。引き続き、出雲芸術アカデミーの抱える指導者人材を活用した学校現場へのアウトリーチ活動(※)や市民が演奏を聴く機会の充実を図っていきながら、「音楽のまち出雲」の推進に努めていきます。

一方では、学校の部活動や社会人の音楽活動も活発であり、地域に根ざした演奏活動や全国大会への出場を果たすなど成果をあげてきています。

これからも音楽活動を出雲市の特色ある活動と位置づけ、市民の積極的な関わりを求めながら事業の推進を図ります。



出雲フィルハーモニー交響楽団



出雲 Jr. フィル



アウトリーチ活動

※＜アウトリーチ活動＞

劇場、音楽堂等において、普及啓発活動を推進する観点から、アーティストを地域の学校や福祉施設などへ派遣して行う館外活動のことをいう。

(3) 地域伝統芸能活動の推進～保存・継承・活用～

豊かな自然や出雲神話は出雲市の最も大きな特徴であり、そのような背景の中から出雲市の伝統芸能は育まれてきました。

出雲神楽をはじめ地歌舞伎、舞踊、太鼓、盆踊りなど、地域で受け継がれてきた伝統芸能が多数存在しています。これらは、祭り、年中行事、郷土料理、技術など様々な分野に関わっており、いずれも、かけがえのない貴重な地域資源です。

この情報をデータベース化して資料として保存し、ホームページで公開することで広く情報を発信します。

また、文化団体等とのネットワーク構築を図ることにより、新たな支援体制の構築につなげていきます。

(4) 文化資源を活かした情報発信の取組

2020年はオリンピック・パラリンピック東京大会が開催され、多くの外国人の訪日が見込まれます。また、国内でも、文化資源を活かした交流人口を増やしていくことが必要です。

そのために、出雲市では、地域の歴史や文化遺産を国内外に発信するため、国が創設する「日本遺産」への認定を目指していきます。



神戸川太鼓(出雲)



花柳萌淡社中(平田)



佐田神楽連合会(佐田)



奥田儀田植え囃子保存会(多伎)



大社舞踊と邦楽の会(大社)



差海木遣同好会(湖陵)



西川流舞踊教室(斐川)

2. 文化を育む環境づくり

(1) 芸術文化を担う人材の育成

少子高齢化が進む中、次代の芸術文化の担い手の育成は大きな課題です。加えて、地域のつながりが希薄になる中で、特に、伝統芸能を次世代に伝えていくことが難しくなっています。「音楽のまち出雲」の推進に係る出雲芸術アカデミーによる青少年育成の取組や、地域伝統芸能に係る学校や地域などでの世代間や地域間の交流を促進しながら、子どもたちが芸術文化に触れる機会の更なる充実に努めます。さらに、高齢者の芸術文化活動をととした社会参加も促進します。

また、芸術文化活動を継続的・発展的に実施していくためには、文化事業の企画・実施や、舞台技術などの専門的な知識を有する人材の育成・確保が必要です。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号。以下「劇場法」という。）及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」（平成25年文部科学省告示第60号。以下「劇場指針」という。）を踏まえ、出雲市の芸術文化振興事業の中核を担う公益財団法人出雲市芸術文化振興財団や文化施設の指定管理者など、出雲市の芸術文化事業を支える団体の職員を中心として人材育成に努めます。

加えて、文化団体の支援・育成を行うなど、芸術文化活動の振興を図る総合的機能の構築も目指します。

(2) 市民主体の芸術文化活動の促進と支援

芸術文化活動の中心的役割を担うのは市民であり、市内各地域において文化施設や地区コミュニティセンターを拠点として活発な活動を展開しています。出雲市は、国や県、民間と連携しながら、活動に対する助成を行うなど、市民主体の芸術文化活動を促進・支援します。

また、市民自らが創意工夫により伝統文化の継承や新たな文化活動の創造等、多種多様な事業展開をしていくため、文化団体間の連携・協働を促進します。

さらに、メセナ活動(※)について、更なる普及を目指し、市民の芸術文化活動に対する支援体制の充実に努めます。



工芸展



早春の茶会

※<メセナ活動>

一般的には、企業が行う芸術文化活動の支援のことをいう。ただし、平成10年設立の「出雲メセナ協会」では、出雲市内の企業のほか、趣旨に賛同する個人も会員として所属し、芸術文化活動を支援している。また、財政的支援のほか、芸術文化に関する情報収集や人材提供なども含まれる。

(3) 芸術文化意識の啓発と醸成

市民における芸術文化の意識の高さを測る特徴として、自らの地域の芸術文化を大切にしていること、他地域・他文化に理解・寛容の心があること、芸術文化に携わる人たちへの尊敬があること、鑑賞マナーが身に付いており批評の質が高いこと、などが考えられます。芸術文化を育てていくためには、市民がこうした能力を育てていく必要があります。

そのためにも、子どもの頃から学校や地域などで様々な芸術文化に触れる機会を提供し、芸術文化を身近なものと感じる市民の裾野を拡大します。さらには、鑑賞者育成につなげていきます。

(4) 文化交流の促進

多様な文化が交流することは、自らを見つめなおす良い機会となり、また新たな文化が生まれるきっかけにもなります。

市内には、数多くの文化団体があり、それぞれに交流が図られてきているところではありますが、市内全体を統括する組織がないため、団体間のネットワークが構築できていないのが現状です。

まずは、出雲総合芸術文化祭の市民参加部門に参加する団体を対象に、情報ネットワークの構築を図りながら団体間の交流を進めます。

また、市内に留まることなく、市外団体や外国の文化団体との交流活動に努めます。

(5) 文化施設のあり方

出雲市は、規模の異なるホール系施設や、展示系施設など、多くの文化施設を有しており、それぞれの文化施設の既存の特色を活かした使い方・使い分けを行っていく必要があります。

また、ホール系の文化施設については、劇場法や劇場指針を踏まえ、市と公益財団法人出雲市芸術文化振興財団、文化施設の指定管理者等が一体となって、施設で定める運営方針に沿って事業を実施していきます。



出雲芸術アカデミー音楽院 ファミリーコンサート

IV 推進体制

1. 芸術文化振興推進体制

芸術文化の振興を図るためには、芸術文化活動を担う市民・文化団体、芸術文化活動を支援する民間団体等、そして出雲市が、その特徴を活かしながら役割を分担するとともに連携を図ることが必要です。

市民や文化団体は、自らが芸術文化の継承・発展の担い手であるという立場から、それぞれ、文化への関心を培い、相互に協力しつつ、日常生活の中での実践に努めることとします。

民間団体等は、自らの事業活動及び社会貢献活動の一環として、メセナ活動等を実践し、芸術文化振興に資することとします。

また、出雲市は、芸術文化振興施策を総合的、重点的に推進するとともに、広く市民の創意を反映させるよう努めます。

これら、市民や文化団体、民間団体等及び出雲市は、文化活動に係る情報を交換し、相互に交流を図るとともに、連携して芸術文化振興の推進を図ります。

2. 芸術文化振興に必要な機能強化

出雲市の芸術文化振興事業の中核を担う公益財団法人出雲市芸術文化振興財団や文化施設の指定管理者などは、専門的知識を有する職員を育成・確保する中で、出雲市と補完しあいながら芸術文化事業を総合的に展開するとともに、文化団体の支援・育成を行うなど市民の文化活動のセンター的機能、そして文化施設や文化情報のネットワーク化を図る機能など、芸術文化活動の振興を図る機能が求められています。

芸術文化の事業実施に当たっては、民間資金や国・県の補助事業など、有利な財源の確保に積極的に取り組みます。

情報については、刻々と変わる国の動きをはじめ、県・他市町村、企業、各種文化団体などからの収集に努め、その情報を共有化し、迅速な対応に努めます。



出雲ドーム2000人の吹奏楽

【資料編】

出雲芸術文化振興会議 委員名簿

(委員 五十音順 敬称略)

役 職	氏 名	所属団体名・役職等
会 長	遠藤 充子	いずもカナダ友好協会 会長
副会長	佐藤 京子	雲州平田文化協会 副会長
	高木 隆慈	サウンドフェスタ大心路実行委員会 委員長
委 員	浅津 嘉啓	出雲商工会議所 青年部
	池田 千寿	斐川文化協会 事務局長
	石飛 礼子	多伎町文化協会 ※ H26.7月～
	板垣 成二	出雲市議会 環境経済委員会 委員長 ※～ H27.4月
	糸賀 修也	たいしゃ芸術文化祭実行委員会
	岩崎 昭子	佐田町文化協会
	岩崎 綾	音楽指導者
	大場 利信	出雲市議会 文教厚生委員会 委員長 ※ H27.5月～
	黒田 誠	出雲市教育研究会 音楽部 部長
	杉谷 桂子	J Aしまね出雲女性部きづき支部 副支部長 ※ H26.7月～
	角 美幸	出雲市教育研究会 造形部 部長 ※～ H27.3月
	曾田 俊彦	出雲市 市民文化部 部長
	中島 康博	出雲市教育研究会 造形部 部長 ※ H27.4月～
	柳楽 真美	出雲メセナ協会 理事
	西川 沢妙	舞踊家(西川流)
	山田 明子	J Aいずも女性部(委員当時) ※～ H26.6月
	山根 真二	山陰中央新報社 出雲総局 総局長
山本 成美	多伎町文化協会 副会長 ※～ H26.6月	

出雲市芸術文化振興指針(第2次)策定経過

平成26年度

6月27日

第1回出雲芸術文化振興会議

- ・ 出雲市芸術文化振興指針における事業実施状況の検証について

12月16日

第2回出雲芸術文化振興会議

- ・ 出雲市芸術文化振興指針における事業実施状況の検証について

2月17日

第3回出雲芸術文化振興会議

- ・ 出雲市芸術文化振興指針における事業実施状況の検証について
- ・ 出雲市芸術文化振興指針の見直し案について

3月12日～3月20日

市内芸術文化団体へ指針に関するアンケートを実施

3月26日

第4回出雲芸術文化振興会議

- ・ 出雲市芸術文化振興指針における事業実施状況の検証について
- ・ 市内芸術文化団体への指針に関するアンケート結果について
- ・ 出雲市芸術文化振興指針の見直し案について

平成27年度

5月28日

第1回出雲芸術文化振興会議

- ・ 国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)」について
- ・ 出雲市芸術文化振興指針の見直し案について
(「出雲市芸術文化振興指針(第2次)」(素案)の取りまとめ)

7月10日～8月10日

パブリックコメントの実施

- ・ 意見提出者 … 1人
- ・ 意見数 … 9件

8月26日

第2回出雲芸術文化振興会議

- ・ 出雲市芸術文化振興指針(第2次)について
(「出雲市芸術文化振興指針(第2次)」の取りまとめ)

8月27日

出雲芸術文化振興会議会長から市長へ、 とりまとめ内容の報告

9月29日

議会全員協議会へ報告

21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例(平成17年出雲市条例第330号)

前文

古くより神話の舞台として夢とロマンに満ち溢(あふ)れたわがふるさと出雲は、長い歴史と伝統が今に息づき、世界的歴史文化遺産である出雲大社や西谷墳墓群をはじめとする多くの遺跡や数々の有形無形の文化遺産を有するとともに、『出雲らしさ』と言われる風土を、田園や家並み・街並み、さらには生活様式の中に留めるなど、多くの歴史的資源に恵まれている。

21世紀を迎えた今日、市民一人ひとりが、終生、心の張り合い、活力と生きがいをもって自己実現をはかり、真に心の豊かさと幸せを実感できる地域社会の形成は、我々に課された大きな課題であり、出雲のまちづくりの基本であると言える。

芸術文化は、我々に大きな感動や生きる喜びを与え、豊かな人生を送るうえでの大きなエネルギーを見出すものであり、我々は、連綿と受け継がれた輝かしいふるさと出雲の文化を再認識し、伝統文化を保存・継承し、そして新たな芸術文化の創造を促し、これを支える環境づくりや条件整備、さらには市民意識の醸成に取り組んでいかなければならない。

よって、我々は、心の豊かさが真に実感できる芸術文化の都出雲の創造を目指し、ここに「21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例」を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、芸術文化の振興に関し基本理念を定めるとともに、芸術文化のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、市が市民と一体となって芸術文化の継承・発展に努め、もって真に心豊かな芸術文化の都出雲の創造に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 芸術文化の振興にあたっては、市民一人ひとりが身近に芸術文化に触れ、親しむことができるような環境の整備が図られなければならない。

2 芸術文化の振興にあたっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 芸術文化の振興にあたっては、多様な芸術文化の保護及び発展が図られなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、芸術文化の継承・発展や芸術文化創造の基盤づくりに資する施策(以下「芸術文化振興施策」という。)を総合的、重点的に推進するとともに、芸術文化振興施策の展開に広く市民の創意を反映させるよう努めるものとする。

2 市は、芸術文化振興施策を恒常的・安定的に実施できるよう、適切な財源措置を講じていくものとする。

3 市は、芸術文化振興施策を進めるにあたっては、市民や民間団体及び事業所(以下「民間団体等」という。)の協力を求めるとともに、市民や民間団体等の活動の助長に努めるものとする。

4 市は、市民や民間団体等の優れた活動を奨励・顕彰し、芸術文化振興施策の推進に資するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが芸術文化の継承・発展の担い手であるという立場から、それぞれ、文化への関心を培い、相互に協力しつつ、日常生活の中での実践に努めるものとする。

2 市民は、市の芸術文化振興施策や民間団体等の活動による芸術文化のまちづくりに、積極的に参加・協力するものとする。

(民間団体等の役割)

第5条 民間団体等は、市の芸術文化振興施策への積極的な参加・協力を努めるとともに、自らの実践活動により、文化のまちづくりに資するものとする。

2 民間団体等は、市の芸術文化振興施策と連携しつつ、自らの事業活動及び社会貢献活動の一環として、メセナ活動(公的な団体や民間の企業・団体が自ら実践する芸術文化の擁護・支援活動)等を実践し、芸術文化のまちづくりに資するものとする。

(文化財の保存・活用)

第6条 市は、長い歴史の中ではぐくんできた有形・無形の多種・多様な文化財(以下「文化財」という。)を保護しつつ、将来にわたって継承・保存されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の文化財が、有効・適切に活用されるよう、研究機能を有する施設などの整備運営に努めるほか、広く市民に学習・鑑賞の機会及び場を提供するよう努めるものとする。

(伝統芸能等の継承・発展)

第7条 市は、古くから出雲地域で受け継がれてきた神楽、歌舞伎などの伝統芸能、日本の伝統的文化活動の継承及び発展を図るため、活動、公演の舞台を設け、その運営に努めるほか、その他必要な施策を講ずるものとする。

(芸術文化の創造・発展)

第8条 市は、本物志向と住民参加による出雲総合芸術文化祭等を推進し、市民に芸術文化の創造・鑑賞の機会及び場を提供するとともに、市民オーケストラ等活動団体の育成に努めるものとする。

2 市は、市民及び民間団体等の自主的な実践活動に必要な場及び情報等の提供に努めるものとする。

(芸術文化を担う人材の育成)

第9条 市は、芸術文化の継承・発展を担う人材の育成の重要性にかんがみ、幼少児の段階から広く市民の啓発に努め、専門家の養成・確保に配慮していくものとする。

2 民間団体等は、それぞれの事業活動の中で、芸術文化の創造性豊かな人材の啓発・育成に努めるものとする。

(青少年の芸術文化活動の充実)

第10条 市は、21世紀芸術文化の都出雲を担う青少年の育成に資するため、出雲芸術アカデミーを創設するとともに、多様な、優れた芸術文化に触れる機会の提供増進を図るものとする。

2 学校教育においては、芸術文化教育の一層の充実を図り、伝統的文化活動に取り組むなどその他必要な施策を講じていくものとする。

(出雲芸術文化振興会議の設置)

第11条 市は、芸術文化振興施策のあり方を協議・検討し、事業の企画・運営に資するため、出雲芸術文化振興会議を置くものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

出雲市 芸術文化振興指針 (第2次)

